

食品衛生月間事業
食中毒防止街頭キャンペーン等を実施します

令和元年7月29日
郡山市保健所
生活衛生課
担当：安藤 有未
TEL：924-2157

毎年8月の1か月間は「食品衛生月間」です。

食中毒の発生防止と衛生管理の向上等の普及・啓発のため、食中毒防止街頭キャンペーンやパネル展示を実施します。

| 事業名 | 日時及び場所 |
|-------------------|--|
| 食中毒防止 街頭キャンペーン | 令和元年8月1日(木) 午後3時～午後4時 ちびっこうねめまつり会場(西部プラザ駐車場内：郡山市西ノ内) ※午後2時40分より、保健所入口で出発式を実施 |
| | 令和元年8月14日(水) 午後3時～午後4時 あさか野夏まつり花火大会会場(郡山市安積町成田) |
| 食中毒防止 パネル展 | 令和元年8月1日(木)～30日(金) 郡山市保健所 1階エントランスホール(郡山市朝日二丁目) |

令和元年度郡山市食品衛生月間事業実施要領

郡山市保健所

1 趣 旨

食品は、人の生命及び健康に密接な関わりを有し、その衛生の確保及び向上を図ることは、健やかな日常生活を営む上で極めて重要である。

国では例年8月を「食品衛生月間」と定め、食中毒の発生防止と衛生管理の向上等の普及・啓発を図っているが、本市においても、食品等事業者はもとより、一般消費者に対する食品衛生思想の普及・啓発のより一層の推進を図るため食品衛生月間事業を実施する。

2 実施機関

郡山市
郡山食品衛生協会
郡山調理師会

3 実施期間

令和元年8月1日（木）～令和元年8月31日（土）

4 実施事業

（1）食中毒防止街頭キャンペーン

街頭キャンペーンにより食品衛生思想の普及・啓発を行う。

① 日時、場所及び参加者

ア) 日 時： 令和元年8月1日（木）15:00～16:00

場 所： ちびっこうねめまつり会場（西部プラザ駐車場内：郡山市西ノ内二丁目）

| | | |
|------|----------------|-----|
| 参加者： | 保健所職員 | 4名 |
| | 郡山食品衛生協会役員及び職員 | 5名 |
| | 郡山調理師会役員 | 2名 |
| | 計 | 11名 |

イ) 日 時： 令和元年8月14日（水）15:00～16:00

場 所： あさか野夏まつり花火大会会場（郡山市安積町成田）

| | | |
|------|------------|----|
| 参加者： | 保健所職員 | 2名 |
| | 郡山食品衛生協会職員 | 1名 |
| | 計 | 3名 |

② 事業内容

ア) 食中毒防止のノボリによる広報

イ) 食中毒防止の標語入りうちわ、ウェットティッシュなどの配布

ウ) 食中毒防止対策チラシの配付

（2）広報・普及事業

① 福島交通路線バスフロントマスク看板の設置

ア) 設置期間： 8月1日（木）～31日（土）

イ) 設置台数： 20台

② タクシー及び公用車による啓発

| 期間 | 車両 |
|---------------------|--------------------------|
| 8月13日(火) ～31日(土) | 郡山地区ハイヤータクシー協同組合加盟会社 50台 |
| 8月1日(木) ～30日(金) | 郡山市保健所生活衛生課が管理する公用車 5台 |

内 容： ドアに啓発用マグネットパネルを掲出する

③ 食中毒防止パネルの展示

期 間： 8月1日(木)～30日(金)

場 所： 保健所1階エントランスホール

④ 食中毒防止のノボリの設置による広報

期 間： 8月1日(木)～30日(金)

場 所： 保健所

⑤ 食中毒防止標語入りのチラシ等の窓口配付

期 間： 8月1日(木)～30日(金)

場 所： 保健所、市政情報センター、行政センター等

(3) 営業者に対する情報提供

郡山市食品 FAX ネットワーク事業登録施設への情報提供

(4) 市民に対する情報提供

広報こおりやま8月号、市民課モニター(テロップ)及びウェブサイトによる食中毒予防の情報提供

5 その他

報道機関に対し、「食品衛生月間事業」の報道を依頼する。